

「富富富」戦略推進事業業務委託仕様書

1 委託業務名

「富富富」戦略推進事業業務

2 委託業務の目的

富富富の生産拡大を進める中、県内外の消費者のリピート購入、ファン獲得につながるよう、情報発信ツール等を活用したPRやキャンペーン活動、実需者の販売活動支援などを展開するもの

3 委託期間

契約日から令和9年3月12日（金）

4 委託業務の内容

- (1) 「寿司といえば、富山」ブランディングプロジェクトと連携した「富富富」PR事業業務
本事業の実施にあたっては、「寿司といえば、富山」ブランディングプロジェクトとの連動を図るものとする。

ア 広告宣伝

テレビCM、デジタル広告、ホームページなど、多様な媒体を効果的に連動させ、富富富の購入につなげる内容とする。

(ア) 認知度調査

- ・第3期「富富富」生産・販売・PR戦略に基づき、令和10年度までに需要量5万t、用途別割合を、家庭用：中食・外食用＝6：4とする目標達成に向け、ターゲットとなる地域や顧客層を選定するため、富山県及び地域別（首都圏、中京、関西）に認知度調査を実施すること。
- ・本調査結果に基づき、以下（イ）～（オ）の広告宣伝業務を実施すること。

(イ) 動画の制作

- ・動画（県民（子ども）が富富富の栽培や富富富を食べるシーン等）の企画・制作
 - ・動画のシナリオ等資料の作成
- ※富富富ナビゲーターを活用すること（契約継続等を含む）

(ウ) デジタル広告の配信

- ・SNS、動画配信サービス等への広告出稿計画の作成と配信
- ※広告宣伝の総合的な運営と効果測定
- ・広告媒体を組み合わせて、連動させるなど、プロモーションを企画、実施するとともに、どの程度購入につながったかなどの効果測定を実施すること。

(エ) テレビCM等の出稿・放映

- ・テレビCM等出稿計画の作成（放送局、放映期間、放映時間帯、出稿量 等）
 - ・テレビCMの放映
- ※CM素材は、新たに制作するのではなく、過去に制作したものを可能な限り活用する

こと（各種契約料を含む）。

※（ア）認知度調査の結果を踏まえ、放送地域及び放送局を決定すること

（オ）テレビCM、SNS広告以外のPR手法の開拓

イ 「わが家は富富富」お料理レシピコンテストの開催

- ・県内外の方を対象に消費者参加型の「富富富」を活用した料理のレシピコンテストを企画、実施すること。
- ・県内で秋に開催される食のイベントにおいて、優秀作品の表彰、料理実演を実施すること。

ウ 「富富富」マガジンの県内小学生1年生（令和8年度入学）全児童への配布

- ・各校へ必要部数を配送すること。

エ とやまグルメ・フードフェスでのPR

- ・「寿司といえば、富山」ブランディングプロジェクトと連動した企画を実施すること。
- ・本業務の実施にあたっては、とやまグルメ・フードフェス実行委員会及び当該イベント企画運營業務受託事業者と連携すること。

オ 大都市圏でのキャンペーン

- ・首都圏、関西圏及び中京圏等で開催される富山県の観光物産展や、イベントへの参加及びPRの企画、実施（年5回程度）

（2）「富富富」をはじめとした富山県育成高温耐性品種PR事業業務

本事業の実施にあたっては、富山県育成の高温耐性品種「富富富」「てんたかく」「てんこもり」の消費者に向けた理解促進への取組みを実施することとし、品種特性として、高温下でも品質が高いことをPRするとともに、高温耐性品種への理解醸成を図る。

ア NPBオールスターゲーム2026でのPR

- ・県内外からの来場者全体に向け、「富富富」等の高温耐性品種のPRを実施すること。
- ・「富富富」等の高温耐性品種を使ったおにぎり等の試食提供を、可能な限り多くの来場者へ向け実施すること。

※ブース出展にあたり必要な経費は委託費に含む。

※出展内容、詳細なおにぎり配布回数、提供方法等は県と協議のうえ決定することとする。

イ 広告宣伝

本業務については、（1）ア 広告宣伝に準ずるものとする。

ウ 実需者・消費者へのアプローチ

（ア）「富富富」フェアの実施（10月～）

- ・県内外の飲食店及び富富富販売店等でのフェアを実施すること。
- ・県外のスーパー・コンビニなど小売店において、全農富山県本部等と連携した試食販売等のプロモーションの企画、実施（年5回程度）。
- ・飲食店では、協力店の掘り起しのほか、「富富富」を使ったメニューの提供・PR等し

てもらう。

- ・県内は、「美味しい富山米の店」や「富山湾鮭」提供店、スーパー等と連携
※特に寿司のシャリに活用いただける鮭店の掘り起しを行うこと。
- ・飲食店で継続的な「富富富」利用につながるフェアとすること。
- ・アンケート等意向調査（聞き取り）を実施すること。
- ・店舗の募集活動、店舗との調整、店舗への「富富富」、販促資材の提供、広報など
- ・フェア開催に合わせて、米の卸売事業者等を招いた首都圏や県内でキックオフイベントを開催すること。

(イ) 「富富富」販売店及び「富富富」使用飲食店へのプロモーション支援

- ・「富富富」が買えるお店及び「富富富」が食べられるお店に向け、PRに使用できるツールを複数種作成すること。
 - ・要望調査後、各店舗へ必要個数を発送すること。
- ※PRツールの一例：ポスター、ステッカー等

(ウ) 生産者参加型プロモーション

- ・(ア)(イ)に生産者が実際に参加し、実需者・消費者の声を直接聞くことができるイベントとすること。
- ・生産者の選定は県と協議のうえ決定すること。
- ・開催後は参加の生産者に向けアンケートを実施し、生産者の生産意欲向上への効果検証を実施すること。
- ・生産者の参加に係る費用（PR資材運搬費等）は委託費に含めること。

エ オレゴン州でのプロモーション

- ・英語版ノベルティ等の作成や現地スーパーでのPR経費として100万円を見積もること。

(3) その他事業の目的達成のために必要な業務

5 提出物

(1) 工程表（契約後速やかに提出すること）

(2) 実績報告書

- ・スケジュール及び実績
- ・業務により撮影した主な映像素材及び制作したデータを収録したDVD 1点
- ・動画データを収録したDVD 3枚
＜ファイル形式＞：パソコン、大画面モニターでの表示に適したもの
SNSへの掲載に適したもの
- ・CM放映の効果測定報告書
- ・収支精算書 等

6 納品（提出）期限

令和9年3月12日（金）

7 注意事項

- (1) 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で、協議により追加、修正、削除することがある。

- (2) 本業務により取得した個人情報、富山県に無断で第三者に提供することはできない。
- (3) 実施計画の策定にあたっては、富山県その他関係者と密に連携をはかること。
- (4) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、県が保有するものとする。
- (5) 成果品については、原則として富山県が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。但し、制作の都合上やむを得ず、著作権を富山県に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に県市場戦略推進課に申し入れを行い、了解を得ること。富山県に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、県と協議すること。
- (6) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、受託者と県が必要に応じて協議するものとする。